



福島医発第564号(地)
平成21年 6月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて

国内外で新型インフルエンザの発生が続いていることから、厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局より、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、これまでの症例定義に基づいた対応に加え、新型インフルエンザ発生 of 早期探知及びウイルスの性状変化の監視強化を求める通知が発出され、福岡県保健医療介護部保健衛生課より、福岡県における対応について別紙のとおり協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各定点医療機関に対しましては、本会より直接通知いたしております。

記

1. 報告の対象

1) 全医療機関

- ① 軽症、重症にかかわらず、同一の集団(学校、施設、同一集会への参加者、家族など)に属する者の間でインフルエンザ(疑い例を含む)が続発していることを知った場合、診断した医師は所管の保健所に報告をお願いします。
- ② 入院を要するものと判断されるインフルエンザの患者を医師が診断した場合は、所管の保健所に報告をお願いします。

2) インフルエンザ定点医療機関(入院のための病床を有するものに限る)

1週間(月曜日から日曜日)のインフルエンザの入院患者数について、毎週月曜日に別紙2を用いて所管の保健所に報告をお願いします。(患者数0人の報告を含む)

2. 検体の採取・検査

1. の報告を受けた保健所は、1) ①の当該集団の一部の患者及び②の入院患者について、迅速診断キットB型陽性等、新型インフルエンザが除外される場合を除き、インフルエンザ迅速診断キットA型の結果に関わらず、新型インフルエンザのPCR検査を行います。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

「公印省略」

2 1 保衛第 6 2 1 号
平成 2 1 年 6 月 1 5 日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(感染症係)

新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて

感染症予防行政について日頃からご尽力いただき、感謝申し上げます。

標記について、別紙のとおり、厚生労働省から依頼がありましたので、ご協力をお願いします。

つきましては、下記について、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 . 報告の対象

1) 全医療機関

軽症、重症にかかわらず、同一の集団（学校、施設、同一集会への参加者、家族など）に属する者の間でインフルエンザ（疑い例を含む）が続発していることを知った場合、診断した医師は所管の保健所に報告をお願いします。

入院を要するものと判断されるインフルエンザの患者を医師が診断した場合は、所管の保健所に報告をお願いします。

2) インフルエンザ定点医療機関（入院のための病床を有するものに限る）

1 週間（月曜日から日曜日）のインフルエンザの入院患者数について、毎週月曜日に別紙 2 を用いて所管の保健所に報告をお願いします。（患者数 0 人の報告を含む）

2 . 検体の採取・検査

1 . の報告を受けた保健所は、1) の当該集団の一部の患者及び の入院患者について、迅速診断キット B 型陽性等、新型インフルエンザが除外される場合を除き、インフルエンザ迅速診断キット A 型の結果に関わらず、新型インフルエンザの P C R 検査を行います。

事務連絡
平成21年6月10日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）

平成21年5月22日健感発第 0522001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」及び5月24日厚生労働省結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」において、症例定義に基づいた連絡・報告、及び新型インフルエンザの診断のための検査を行っているところです。

国内外で新型インフルエンザの発生が続いており、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）や国において、新型インフルエンザ発生早期探知、及びウイルスの性状変化の監視強化をはかるため、これまでの症例定義に基づいた対応に加え、下記について、ご報告及び運用をお願いするとともに、地域医師会、関係医療機関及び地方衛生研究所等への周知をあわせてお願いいたします。

なお、5月16日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局事務連絡「新型インフルエンザのサーベイランスの強化について」は廃止します。

また、新型インフルエンザにかかるサーベイランスの全体については検討中であり、とりまとめ次第、改めて示す予定です。

記

1. 早期探知にかかるサーベイランスの現状調査

集団（学校、施設、家族等さまざまな集団）におけるインフルエンザの続発にかかる情報収集（いわゆるクラスターサーベイランス）について、貴自治体におけるお取り組みの現状を把握するため、別紙1について、6月12日（金）12：00までに、ご回答くださいますようお願いいたします。

2. 新型インフルエンザの早期探知等の強化・報告

新型インフルエンザの早期探知等の強化のため、当分の間、以下の要領にて運用いただきますようお願いいたします。

1) 報告の対象

①発生の早期探知の監視

軽症、重症にかかわらず、同一の集団（学校、施設、同一集会への参加者、家族など）に属する者の間でインフルエンザ（疑い例を含む）が続発していることを知った場合、診断した医師は所管の保健所に報告すること。

②ウイルスの性状変化の監視

インフルエンザ定点医療機関（入院のための病床を有するものに限る）は、1週間のインフルエンザの入院患者数について、毎週定期的に、別紙2を所管の保健所に報告すること。（患者数0人の報告を含む。）

インフルエンザ定点医療機関以外の医療機関においては、入院を要するものと判断されるインフルエンザの患者を医師が診断した場合、医師は所管の保健所に報告すること。

2) 検体の採取・検査

1) の報告を受けた保健所は、①の当該集団の一部の患者及び②の入院患者について、迅速診断キットB型陽性等、新型インフルエンザが除外される場合を除き、インフルエンザ迅速診断キットA型の結果に関わらず、新型インフルエンザのPCR検査を行うこと。

3) 報告

都道府県等は、6月8日（月）から6月14日（日）において、所管している地方衛生研究所において、上記の事例について実施した全ての検査について、別紙3にとりまとめの上、6月16日（火）12時までに厚生労働省（SARSOPC@mhlw.go.jp）にメールにて報告すること。

以後、1週間（月曜日から日曜日まで）分の検査実施数等を、翌週の火曜日までに報告すること。

注1）地方衛生研究所を所管していない自治体については、3) の報告をする必要はない。

注2）検査の結果、新型インフルエンザが陽性であった場合は、引き続き、NESIDの「病原体検出情報システム」の病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録すること。

4) 公表

厚生労働省は、都道府県等からの報告をとりまとめ、自治体ごとに実施した検査件数の結果等について、公表する予定である。

別紙2

インフルエンザ入院患者調査(インフルエンザ定点医療機関)

医療機関: _____

調査期間: 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
インフルエンザ (入院)	男								
	女								

※当様式は、定点医療機関から保健所に報告する際に参考とすること